

秋田県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書

秋田県（以下「甲」という。）と全国健康保険協会秋田支部（以下「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、秋田県民（以下「県民」という。）の健康づくりの推進に向けた取組を通じて、健康長寿あきたの実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、特定健康診査やがん検診の受診の促進、生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進等、県民の健康づくりの推進に向けて、連携・協力を図るものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲乙協議して別途定めるものとする。

（覚書の有効期間）

第3条 本覚書の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、期間の満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも終了の申出がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の個人情報等を、開示者の承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

（覚書の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本覚書の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、本覚書の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年2月14日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 佐竹 敬久

乙 秋田県秋田市川元山下町5番21号  
全国健康保険協会秋田支部

支部長 高山 浩一